

教職員各位

## ハラスメント防止について

今般、ハラスメント行為により、教員が懲戒処分を受ける事案が発生しました。ハラスメント防止については、日頃から様々な機会を捉えて注意喚起してきたにもかかわらず、このような不祥事が起こったことはまことに残念です。

大学のすべての構成員は、良好な環境で教育・研究・労働を行う権利を有し、何人もハラスメント行為により他の構成員の権利を侵害することは許されません。また、管理監督的立場にある者は、構成員に良好な環境を提供する義務があり、管理下にある構成員の加害行為を許さないことはもちろん、構成員が被害を受けている場合もいち早く察知し、被害を最小限に食い止めるよう努めなければなりません。さらに、部局長等上位の管理者は、構成員に対し実効ある防止教育を行い、またハラスメントを誘発しやすい環境があれば見直すなど、未然防止に努める責務があります。

教職員各位においては、ハラスメントは重大な人権侵害であること、人権を擁護する確固とした姿勢が大切であることを十分認識していただき、知の創造の場である大学にふさわしい教育・研究・就労環境となるよう、ハラスメントの防止に一層努められるようお願いいたします。

平成20年5月16日

国立大学法人金沢大学長

中 村 信 一